

避難路沿道建築物の耐震化を支援しています！



市町村が指定する道路沿い（緊急輸送道路等）の建築物で、一定条件に該当するものを「避難路沿道建築物」といい、これらの建築物は、地震時の倒壊により道路の通行を妨げる恐れがあるため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震診断と結果の報告が義務づけられています。

本県での、**耐震診断の報告の期限は令和5年3月31日**です。

また、県と市町村で協力して避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、補助制度を設け支援しています。

補助制度を活用して避難路沿道建築物の耐震化にご協力をお願いします。

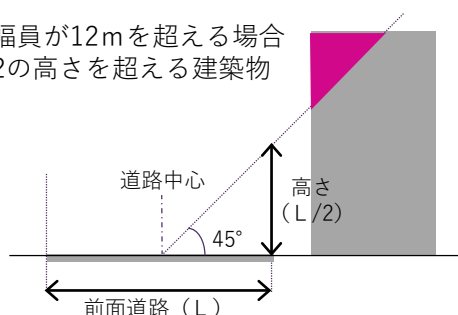
補助対象となる建築物 (義務化対象建築物)

次のいずれにも該当する建築物です。

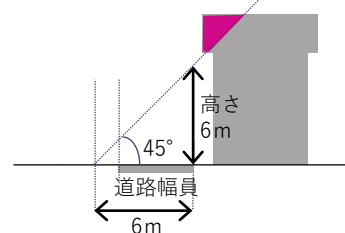
- 1 市町村が指定した緊急輸送道路等に接していること
- 2 昭和56年5月31日以前に着工して建築されたもの
- 3 前面道路の幅員に応じた高さ制限を超える建築物

(下図参照)

①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



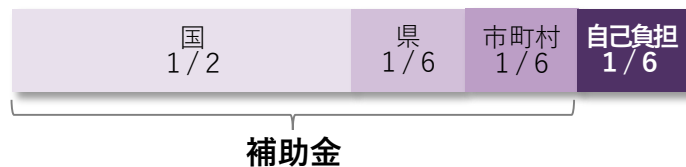
補助率

耐震診断



補助限度額以内であれば、**全額補助**

耐震設計



補助限度額以内であれば、**5/6補助**

耐震改修等



補助限度額以内であれば、**11/15補助**

※ 補助限度額を超える部分は自己負担になります。

補助制度 期間

耐震診断 . . . **令和4年度まで**
耐震設計・耐震改修等 . . . **令和5年度まで**

補助限度額

耐震診断	限度額	1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ 設計図書の復元等の費用を要する場合の加算額 1,570千円
耐震設計	限度額	耐震改修の設計費 1,000㎡以内の部分は2,100円/㎡ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ 建替えの設計費 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領による 設計率を改修工事費相当分に乗じて算出
耐震改修等	限度額	改修工事に要する費用 住宅（木造） 13,700円/㎡ 住宅（非木造） 34,100円/㎡ 住宅以外 51,200円/㎡ Is値が0.3未満 56,300円/㎡ 建替え・除却工事に要する費用 耐震改修工事費（従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする） により算定された額を限度とする

●耐震改修等を行う場合の補助金額の計算例

例1. 店舗を耐震改修※1する場合

工事費 : 1,351万円
補助額 : 991万円
所有者負担額 : 360万円 ※2



延べ床面積：240㎡の場合
鉄骨造・RC造でIs値が0.3未満の場合

例2. 木造住宅を耐震改修※1する場合

工事費 : 164万円
補助額 : 120万円
所有者負担額 : 44万円 ※2



延べ床面積：120㎡の場合

※1 耐震補強の他、建替え、除却工事も補助対象となります。

※2 実際に要する費用が補助限度額以内の場合。

お問い合わせ・ 申し込み先

対象建築物が存する市町村の建設関係窓口

補助市町村を通じて実施していますので、
詳細は、**市町村建設関係窓口**へお問合せください。

※ 補助事業は、市町村によって内容が異なる場合があります。

※ 補助を受ける場合は、着手前に市町村に申請する必要があります。
既に、実施中若しくは実施済である場合は対象外です。

- 【注意事項】
- ・義務化対象建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を令和5年3月31日までに建築物の所在市町村へ提出してください。
 - ・報告された**耐震診断結果**については、その建築物が地域に及ぼす影響が大きいことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき**公表**することとなります。
なお、**報告がない場合**は、法律に基づき**命令**が行われ、その状況も**公表**されることとなります。
 - ・耐震診断により**耐震性が不十分であると認められた建築物の所有者は、耐震改修等を行うよう努めなければなりません**。耐震設計・改修等の補助は、耐震性が不十分であると認められたものに限ります。

山梨県 県土整備部 建築住宅課 建築防災担当

TEL : 055 - 223 - 1734

